

令和3年度4月補正予算（知事専決処分）の概要

【補正規模】

（単位：百万円）

- ・ 当初予算額 865,114 (①)
- ・ 今回補正予算額 8,167 (②)

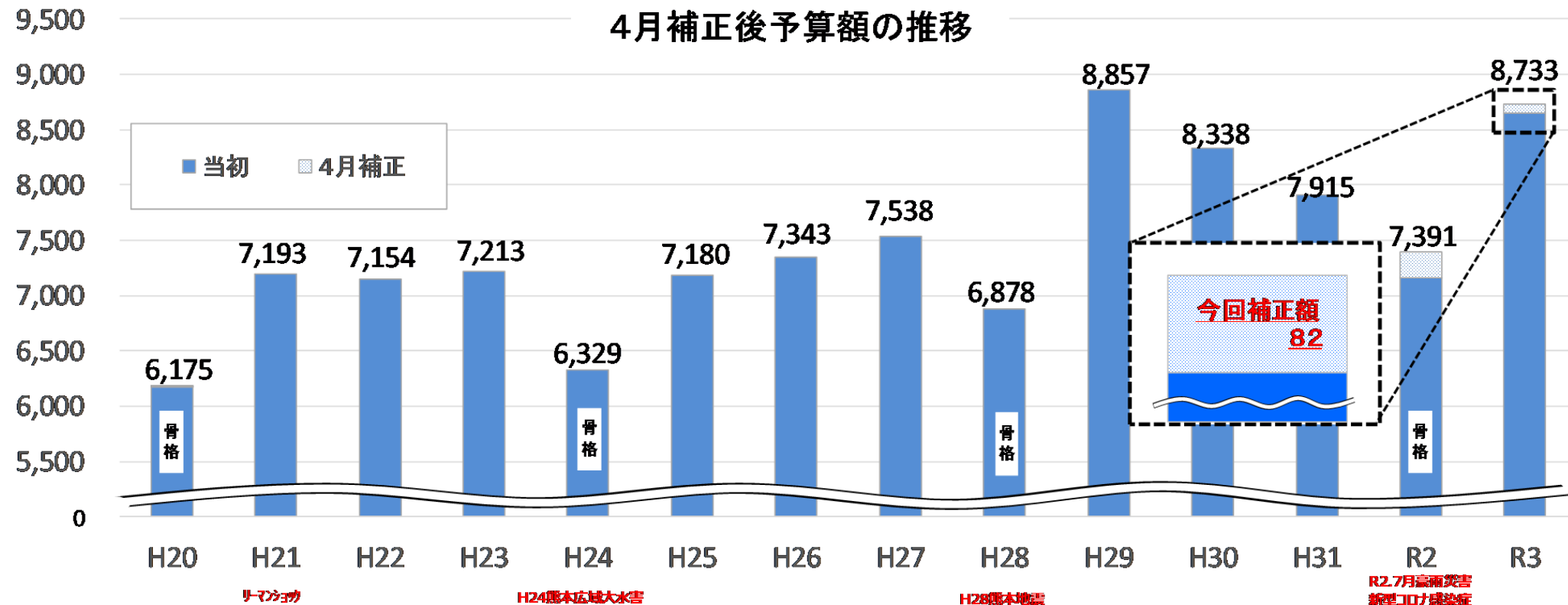
（財源内訳） 国庫支出金 8,167 (※)
※うち地方創生臨時交付金 215

4月補正後予算額(①+②) **873,281**

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

4月補正後予算額の推移



参考：新型コロナウイルス感染症対策に係る予算化の状況

R元～2年度 累計予算額 1,764億円	+	R3年度 当初予算額 816億円	+	今回補正額 82億円	=	累計予算額 2,662億円
-----------------------------------	---	-------------------------------	---	----------------------	---	-------------------------

令和元年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※)
4月補正	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※)
当初予算	81,648	1,435
4月補正(4/16専決)	8,167	-
計	89,815	1,435

R元～3年度累計 (単位:百万円)

累計	266,232	3,722
----	---------	-------

※一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

【令和3年度4月補正予算】 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

予算額81億67百万円

- 今後本格化するワクチン接種に向けた体制整備に万全を期すとともに、県民生活・県経済への影響の最小化に向けた取組みを推進するため、特に早急な対応が必要な事業について、知事専決処分により補正予算を編成

I 感染症の拡大防止

① 新型コロナワクチン接種体制の充実 73百万円（－）

住民接種の本格化に当たり、相談体制の整備、副反応へ対応する専門的な医療機関の設置、市町村が実施する住民接種の支援を行うとともに医療従事者への円滑な接種を推進

② 緊急小口資金等の特例貸付 39億10百万円（－）

個人向け緊急小口資金等の貸付原資の増額

③ 外国人材受入事業者への支援 2億15百万円（－）

外国人材の入国の際の水際対策に対応するため、県内事業者が追加的に負担する経費（宿泊費、交通費）に対する助成

II 県民生活・県経済への影響の最小化

① 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給 2億86百万円（－）

低所得のひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯や新型コロナウイルス感染拡大の影響による家計急変世帯等）に対して児童一人当たり5万円の特別給付金を支給

④ 地域観光事業支援～くまもとの魅力を再発見～ 36億81百万円（－）

新型コロナウイルス感染拡大の影響による旅行需要の減少に対応するため、県内の旅行商品や宿泊サービスに対する割引及び旅行期間中に使用可能なクーポン券の発行

I-① 新型コロナワクチン接種体制の充実

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額73百万円 (-)

新型コロナワクチン接種体制支援事業
[健康危機管理課]

- 令和3年5月から住民接種が本格化することから、住民相談、副反応への対応、市町村支援の充実が求められている
- 医療従事者等へのワクチン接種は、令和3年2月から開始され、接種完了時期が6月末の見通しとなったため、4月以降も事業を継続する必要がある
- 県民への安全で円滑なワクチン接種を進めるため、ワクチン接種体制の更なる充実を図る

<現状・課題>

令和3年4月時点でワクチン接種について、以下の課題がある。



住民接種が本格化
(令和3年5月から)

医療従事者等への接種遅延
(令和3年6月まで)



住民相談・副反応への対応・市町村支援の充実が必要

接種希望者への確実な接種が必要



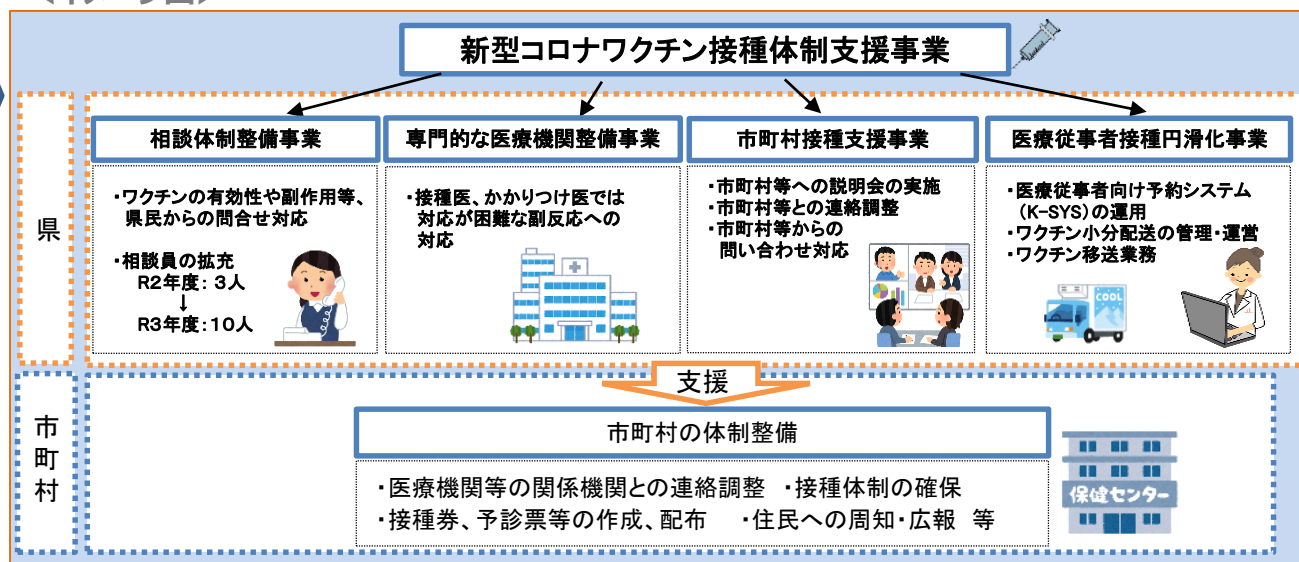
- ・相談窓口の拡充
- ・専門的な医療機関の設置
- ・市町村が実施する住民接種の支援
- ・医療従事者の接種円滑化が必要となっている。

<目的・概要>

事業内容：(1)相談体制の整備(住民相談) (2)専門的な医療機関の設置(副反応への対応) (3)市町村が実施する住民接種の支援 (4)医療従事者の接種円滑化

- 事業費：73百万円
- 負担割合：国10/10 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金(厚生労働省)
- 事業主体：県
- 事業期間：令和3年度

<イメージ図>



Ⅱ-① 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額2億86百万円（－）

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金
[子ども家庭福祉課]

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯は、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身ともに生じている
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金を支給

<現状・課題>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の雇用状況は悪化しており、失業や収入減少の中で子育ても担わなければならないひとり親世帯は、心身ともに大きな困難を抱えている。
- ・ 失業や収入減少により、生活上の大きな困難に直面し、生活が立ち行かなくなるひとり親世帯の増加が懸念される。

<スケジュール>

- ・ 4月16日～ 支給対象者（児扶受給者）へのチラシの配付
 - ・ 5月11日 特別給付金の支給
- ※ 令和3年4月分の児童扶養手当の受給者に対しては申請不要で支給

<目的・概要>

○事業費：2億86百万円

○事業内容

【対象者】 町村在住世帯 約3,500世帯 ※市在住世帯分は、市から対象者へ支給

〔支給要件〕 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る場合に限り
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【支給額】 児童(*) 1人当たり5万円

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）

○負担割合：国10/10 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(厚生労働省)

○事業主体：県



II-② 個人向け緊急小口資金等の貸付原資の増額

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額39億10百万円（－）

生活福祉資金貸付事業 [社会福祉課]

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等を理由に一時的な資金が必要な方に対し、県社会福祉協議会が緊急の貸付を実施中
- 申請受付期間が令和3年6月末まで延長されたことを受け、事業実施に必要な貸付原資を増額

貸付原資の増額：39億10百万円（合計120億60百万円）

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(厚生労働省)

<緊急小口資金>

申請実績：約23.6億円(13,532件)[2月末現在]

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	
貸付上限	・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合	20万円以内
	・その他の場合	10万円以内
償還期限	2年以内	
貸付利子	無利子	
償還免除	令和3年度又は令和4年度の 住民税非課税 を確認し、 一括免除 を行う ※確認の対象は、借受人及び世帯主	

<総合支援資金（生活支援費）>

申請実績：約50.5億円(9,573件)[2月末現在]

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	貸付期間：原則3か月以内
償還期限	10年以内	
貸付利子	無利子	
償還免除	初回貸付分は令和3年度又は令和4年度、延長貸付分は令和5年度、再貸付分は令和6年度の 住民税非課税 を確認し、 各々一括免除 を行う ※確認の対象は、借受人及び世帯主	

◆ 申込み・受付：市町村社会福祉協議会

Ⅱ-③ 外国人材受入事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額2億15百万円（-）

外国人材受入事業者支援事業

[労働雇用創生課]

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により外国から入国する際の水際対策が強化され、県内事業者が外国人材を受け入れる際に追加的費用負担が生じている
- 受入事業者には小規模な事業者もあり、この追加的費用が大きな負担となっていることから、外国人材を円滑かつ適正に受け入れるための支援が必要

<現状・課題>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により入国を制限（令和2年2月1日～）
- 令和2年7月以降、徐々にビジネス関係者等の入国が可能となる
- ※ ただし、入国後14日間は、公共交通機関の不利用や宿泊施設での待機等の水際対策が強化された

（令和3年1月14日以降（既に査証の発給を受けた者は1月21日以降）、外国人の新規入国は一時停止されている）



受入事業者の追加的な費用負担が発生（宿泊費、交通費等）

<県内外国人材の状況 R2.10月末>

- ・外国人雇用事業所数 2,910事業所
- ・技能実習 8,500人
- ・特定技能 183人

<事業概要>

新型コロナウイルス感染拡大による水際対策の強化により生じている外国人材（技能実習・特定技能）を受け入れる際の追加的費用を負担する事業者に対する助成

○ **全体事業費：2億65百万円（県事業費：2億15百万円）**

○ **補助内容：**〔対象経費〕 宿泊費、交通費（レンタカー代等）

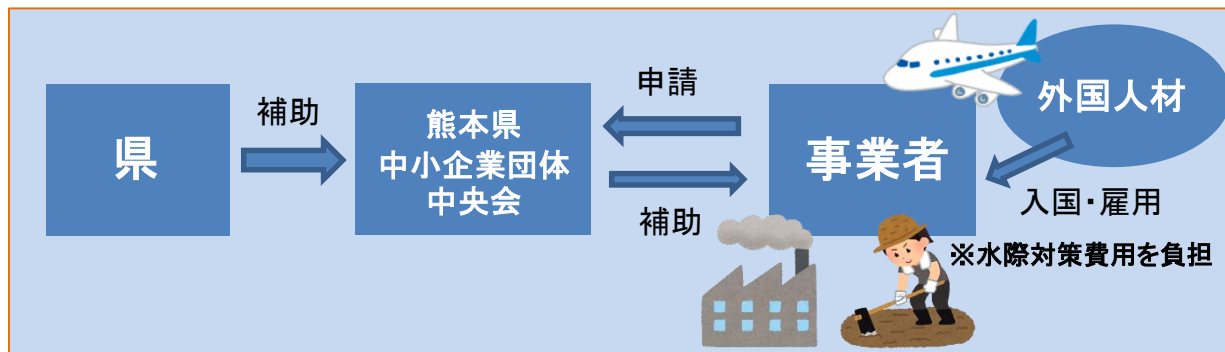
〔対象期間〕 令和2年7月29日～

〔補助上限額〕 受入外国人材 **1人当たり10万円**

※ 1事業者当たり100万円を補助上限とする

○ **負担割合：県4/5** コロナ臨時交付金、**事業者1/5** ○ **事業主体：県中小企業団体中央会**

<イメージ図>



Ⅱ-④ 地域観光事業支援～くまもとの魅力を再発見～

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額36億81百万円（-）

「くまもと再発見の旅」事業 [観光振興課]

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の広がりを抑制しつつ、国の補助事業を活用し、県内の旅行商品や宿泊サービスに対する割引及び旅行期間中に使用可能なクーポン券の発行を実施

<事業概要>

○ 事業費：36億81百万円

○ 事業内容：

【宿泊・日帰り旅行】

県内へ宿泊・日帰り旅行する際に最大5,000円を助成
※日帰り旅行は、旅行業者が販売する商品に限る

【地域限定クーポン】

助成対象となる宿泊・日帰り旅行の際に1人当たり2,000円分の県内で利用可能なクーポン券を配付
※6,000円以上の旅行商品の購入に限る

<感染リスクを下げるポイント>

① 利用者を制限

県内在住の個人又は普段から日常的に接している人に限定
・宿泊旅行：1グループ4人以下
・日帰り旅行：1グループ4人以下
(※同居家族・同居人の場合は5人以上でも可)

② 平日(注1)の宿泊・日帰り旅行は割引額を高く設定

1人1万円以上 ⇒ 5,000円助成(注2)

1人1万円未満 ⇒ 半額(注3)

注1：宿泊の場合は、休前日を除く日曜日～木曜日

注2：平日(注1)以外の日は、3,000円助成

注3：平日(注1)以外の日は、1,500円助成

③ 利用者は、「宿泊旅行時の感染リスクを下げる4つのステップの遵守」を宣言

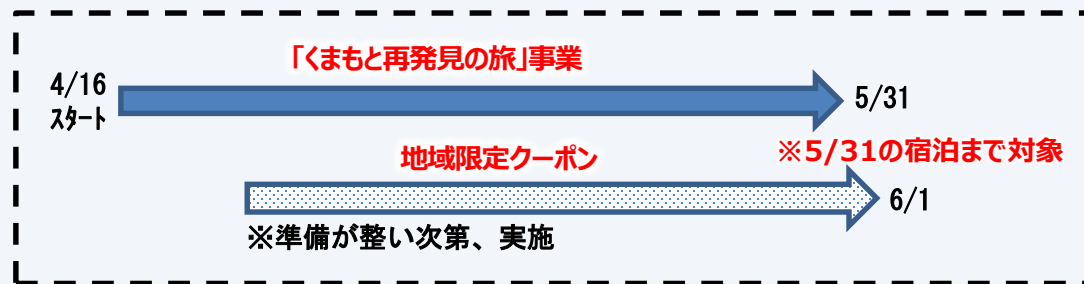
○ 負担割合：国10/10 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(観光庁)

○ 事業主体：県(県観光連盟)

○ 「県内の宿泊旅行・日帰り旅行がお得になります」

※GW期間中は利用対象外

～これを機に皆さんで、ふるさと熊本の魅力再発見～



<イメージ図：宿泊旅行の場合>

STEP 1 申し込み

宿泊施設へ直接予約
(旅行代理店経由も可能)



申し込み

STEP 2 宿泊・支払

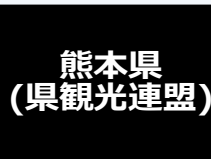
支払の際に県内在住の証明書
(免許証等)提示・割引



宿泊施設に県が助成

内容を確認し、
助成金を交付

助成



宿泊旅行時の感染リスクを下げる4つのステップ等を確認

クーポン配付

